

消防用設備等に係る事務処理要領

平成 11 年 9 月 1 日

改正 平成 14 年 3 月 1 日

第 1 目的

この要領は、京都中部広域消防組合火災予防規則及び京都中部広域消防組合火災予防規程の規定に基づく消防用設備等に係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 法 消防法をいう。
- (2) 令 消防法施行令をいう。
- (3) 規則 消防法施行規則をいう。
- (4) 条例 京都中部広域消防組合火災予防条例をいう。
- (5) 予防規則 京都中部広域消防組合火災予防規則をいう。
- (6) 予防規程 京都中部広域消防組合火災予防規程をいう。
- (7) 設置計画書 予防規程第 5 5 条第 2 項に規定する消防用設備等設置計画書をいう。
- (8) 着工届出書 規則第 3 3 条の 1 8 に規定する消防用設備等着工届出書をいう。
- (9) 特例適用申請書 予防規程第 6 1 条第 1 項に規定する消防用設備等特例適用申請書をいう。
- (10) 設置届出書 規則第 3 1 条の 3 第 1 項に規定する消防用設備等設置届出書をいう。
- (11) 試験結果報告書 規則第 3 1 条の 3 第 1 項に規定する消防用設備等試験結果報告書をいう。
- (12) 検査済証 規則第 3 1 条の 3 第 4 項に規定する消防用設備等検査済証をいう。
- (13) 点検結果報告 規則第 3 1 条の 6 第 3 項に規定する点検の結果についての報告書として、平成元年 1 2 月 1 日付け消防庁告示第 3 号及び平成元年 1 2 月 1 日付け消防庁告示第 4 号で定められた消防用設備等点検結果報告書をいう。
- (14) 点検票 昭和 5 0 年 1 0 月 1 6 日付け消防庁告示第 1 4 号で定められた点検結果報告書に添付する点検票をいう。
- (15) 設備等技術基準 法第 1 7 条第 1 項の令若しくはこれに基づく規則又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準をいう。
- (16) 工事概要書 規則第 3 3 条の 1 8 の規定に基づき予防規則第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する消防用設備等の工事概要書及び「消防用設備等の着工届に係る運用について(通知)」(平成)5 年 10 月 26 日消防予第 285 号・消防危第 81 号)の概要表をいう。
- (17) 仕様書 規則第 3 3 条の 1 8 の規定に基づき予防規則第 1 0 条第 2 項第 2 号に規定する消防用設備等の仕様書をいう。

- (18) 防火対象物使用届出書 予防規則第14条に規定する防火対象物使用届出書をいう。
- (19) 收受印 予防規程第9号様式に規定する收受印をいう。
- (20) 届出済印 予防規則第5条第2項第4号様式に規定する届出印をいう。
- (21) 認定印 予防規程第61条第36号様式に規定する認定印をいう。
- (22) 検査実施要領 「消防用設備等試験結果報告書及び消防用設備等試験基準の全部改正について」(通知)(平成元年12月1日消防予第135号)別添「消防用設備等試験基準」別添1から別添28までの右欄「合否の判定基準」とする。
- (23) 検定対象機械器具等 法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具等をいう。
- (24) 自主表示対象機械器具等 法第21条の16の2に規定する自主表示対象機械器具等をいう。
- (25) 消防長 消防長をいう。
- (26) 署長 消防署長をいう。
- (27) 署予防課長 消防署予防課長をいう。
- (28) 署警防課長 消防署警防課長をいう。
- (29) 分署長 分署長をいう。

第3 設置計画書関係

- 1 設置計画書は、防火対象物の棟ごとに提出させるものとする。ただし、同一敷地内の2以上の棟ごとの構造、規模及び設置される消防用設備等に係る図書を添付すること等により、その概要が把握することができる場合は、当該2以上の棟について、一括して提出できるものとする。
- 2 設置計画書の提出部数は、1通以上とする。
- 3 設置計画書は、次により処理する。
 - (1) 設置計画書を受けたときは、記入事項に不備が認められる場合を除き、直ちに收受するとともに、速やかに予防規程第56条及び第57条の規定に準じ審査を行うこと。この場合において、2通以上の届出がなされたものにあつては、1通を收受し、他の届出書に届出済印(日付は收受印の日付と同じ日付)を押印し返付すること。
 - (2) 設置計画書の審査に当たっては、「設置する消防用設備等の種類」欄に、令若しくは条例の規定により設置される消防用設備等又は任意に設置される消防用設備等の種類が明記されていることを確認すること。この場合において、令第32条又は条例第38条の規定に基づく特例適用の申請が計画されているものは、その旨を明記させること。
 - (3) 設置計画書の審査終了後、関係書類に添付又は単属で決裁を仰ぐこと。

- 4 設置計画書の受理年月日、設置する消防用設備等の種類等については、消防用設備等整理台帳処理により、その内容を記録するものとする。

第4 着工届出書関係

- 1 法第17条の14又は予防規程第54条の規定に基づく着工届出書は、別表1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について提出させること。この場合において、当該消防用設備等に係る工事が、別紙1、2から4までに掲げる軽微な工事で別表3の軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱い、着工届出を要しないことができるものとする。

- (1) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等にかかる甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の4第2項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

- 2 着工届出書は、防火対象物の棟及び消防用設備等ごとに提出させるものとする。ただし、同一敷地内の2以上の棟について、又は種類の異なる消防用設備等について一括して提出する場合で、工事概要書又は仕様書を2通以上添付すること等によりその概要が把握できる場合は、この限りでない。

また、消防用設備等の設置時期が著しく異なること等により、棟全体の消防用設備等の着工届出書として提出することが困難な場合については、部分的な着工届出書を提出することができるものとする。

- 3 着工届に添付する図書は、予防規則第10条第2項（仕様書については、様式第1号～第21号による。）に掲げる設計に関する図書とする。

なお、平成5年10月26日付け消防予第285号（消防庁予防課長）消防危第81号（消防庁危険物規制課長）「消防用設備等の着工届に係る運用について」により示されている「防火対象物又は製造所等の概要表」及び各設備の概要表（別記様式第1～第6）の使用についてもさしさえないものとする。

- 4 着工届出書は、次により処理するものとする。
- (1) 着工届出書を受けたときは、届出書の記入事項に不備が認められる場合や明らかに技術基準に適合していないと認められる場合及び添付書類等が不足している場合等を除き、直ちに收受し、收受印を押印し、該当收受台帳の一連の番号を記載（以下「採番」という。）するとともにその全葉に届出済印を押印すること。
この場合の届出済印の日付は、原則として、技術基準に適合していることが確認できた日付とすること。
なお、副本返付については、消防設備士又はその代理人に対して、消防用設備等整理台帳に受領者の印を押させるか又は署名を行わせるとともに受領年月日を記入させること。
 - (2) 着工届出書を受理しようとするときは、予防規程第56条に規定する消防用設備等整理台帳（第33号様式。以下「整理台帳」という。）により、受理番号を採番するとともに必要な事項を記録すること。
 - (3) 着工届出書は、消防用設備等審査表（別記様式）を用いて速やかに審査を行い、その結果を記載するとともに、訂正等必要な指導を行った後、正本に審査表を添付し決裁を仰ぐこと。
 - (4) 着工届出書の決裁に際して、スプリンクラー設備、消防用水及び消火活動上必要な施設に係る着工届出書については、署警防課長の合議とすること。
 - (5) 着工届出書の收受から10日以内に決裁を終了すること。
 - (6) 決裁が終了すれば届出者に連絡し、必要な指導を行うこと。この場合において、予防規程第57条第3項に規定する工事完了の通報及び予防規程第60条に規定する工事内容の変更の場合の着工届出書の再提出についても、併せて指導を行うこと。
- 5 予防規程第57条第2項に規定する指導経過の記録は、予防規程第57条に規定する指導記録（第34号様式）等を用いて行うとともに、署予防課長に決裁を仰ぐものとする。
- 6 消防長に送付しなければならない着工届出書は、予防規程第58条に規定するものとする。
- 7 予防規程第60条に規定する工事内容変更後の着工届出書の提出については、その変更内容に応じて、最初に提出された着工届出書について、変更図面の差し換え、変更内容の訂正等を行うことで足りるものとする。
この場合の差し換え図書については、当該図書が提出された日付で届出済印を押すものとする。また、差し換えにより不要となった図書については、当該消防用設備の完成検査まで消防署において保管することとし、検査完了後消防署において処分するものとする。
- 8 1 後段の規定により、過去に提出されている着工届出書について、必要な図書

の差し換えをする場合にあっては、当該工事等を行う図書が提出された日付で届出済印を押すものとする。この場合において、変更前の図書についても当該着工届出書に保管するものとする。

- 9 着工届出書の受理年月日、返付年月日等については、整理台帳処理により、その内容を記録するものとする。

第5 特例適用申請関係

- 1 特例適用申請は、原則として、防火対象物の棟ごとに、特例内容を一括して記載したものを提出させるものとする。ただし、特例内容が同じである場合については、同一敷地内の2以上の棟について一括して提出することができるものとする。
- 2 特例適用申請には、特例内容を審査するのに必要な図書を添付させるものとする。
- 3 特例適用申請は、次により処理するものとする。
 - (1) 特例適用申請を受けたときは、記入事項に不備が認められる場合及び添付図書等が不足している場合を除き、直ちに收受し、收受印を押印し採番するとともに、申請表紙を除く全葉に届出済印を押印すること。
 - (2) 特例適用申請は、速やかに予防規程第6 1条第2項の規定に基づく審査を行い、審査の結果を記載するとともに、訂正等必要な指導を行った後、正本に消防用設備等特例適用審査結果を添付し決裁を仰ぐこと。
 - (3) 特例適用申請の受理から10日以内に決裁を終了すること。
 - (4) 特例適用申請書（正本）の決裁後、認定しない場合を除き、他の1通に認定印を押すこと。この場合の認定印日付は、決裁が終了した日付とすること。

なお、消防長に送付したものにあっては、消防長から返付された日付とする。
 - (5) 決裁が終了すれば、申請者に連絡し、必要な指導を行った後、返付用書類を返付すること。この場合において、予防規程第6 1条第4項に規定する工事完了の通報についても、併せて指導を行うこと。

なお、返付時には、関係者又はその代理者に対して、消防用設備等特例申請受付簿に受領者の印を押させるか又は署名を行わせるとともに受領年月日を記入させること。
 - (6) 認定しない場合は、関係者又はその代理者に対して、不認定の理由を通知すること。
- 4 予防規程第5 7条第2項に規定する指導経過の記録は、指導記録書等を用いて行うとともに、署予防課長に決裁を仰ぐものとする。
- 5 予防規程第6 1条第5項に規定する消防長に送付しなければならない特例適用

申請書には、認定意見書（第37号様式）を添付して送付するものとする。

- 6 特例適用申請書の受理年月日、返付年月日等については、消防用設備等特例適用申請受付簿処理により、その内容を記録するものとする。

第6 設置届出書関係

- 1 法第17条の3の2の規定に基づく設置届出書は、令第35条第1項に規定する防火対象物について、設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等（簡易消火用具及び非常警報器具を除く。）に対して提出させることを原則とする。この場合において、当該消防用設備等の設置が別表1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものであるが、別表1、2から4までに掲げる軽微な工事で、別表第3の軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

- (1) 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事にかかる事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

- 2 法第17条の3の2又は予防規程第63条第1項の規定に基づく設置届出書は、原則として、防火対象物の棟ごとに、2通提出させるものとする。

なお、設置された消防用設備等が2種類以上の場合は、設置届出書に消防用設備等種類別概要表（別添）を添付して提出することができるものとする。

また、同一敷地内の2以上の棟ごとの構造、規模及び設置される消防用設備等に係る図書を添付すること等により、その内容が把握できる場合は、当該2以上の棟について、設置された消防用設備等を一括して提出することができるものとする。

- 3 設置届出書に添付する図書等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、(1)及び(2)の図書については、着工届出書又は防火対象物使用届出書の図書をもって、これに代えることができるものとする。

- (1) 消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管図又は配線図
- (2) 防火対象物の付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図及び仕上表
- (3) 試験結果報告書

- 4 設置届出書は、次により処理するものとする。

- (1) 設置届を受けたときは、届出書の記入事項に不備が認められる場合、添付図書等が不足している場合を除き、直ちに收受し、收受印を押印し採番するとともにその全葉に届出済印を押印すること。この場合の届出済印の日付は、收受印の日

付と同じ日付とする。

(2) 設置届出書の受理に伴い、検査の日時を決定すること。なお、検査を省略する
場合については、当該設置届出書にて決裁を仰ぐこと。

(3) 決裁が終了すれば、届出者に連絡し、必要な指導を行った後、副本を返付する
こと。

なお、副本返付時には、関係者又はその代理人に対して、消防用設備等整理台
帳に受領者の印を押させるか又は署名を行わせるとともに受領年月日を記入さ
せること。

5 設置届出書の受理年月日等については、整理台帳での処理により、その内容を記
録するものとする。

第7 検査関係

1 予防規程第6 2条に規定する随時査察及び第6 3条第1項及び第2項に規定す
る検査（以下「検査等」という。）は、原則として、複数の消防職員により行うも
のとする。

2 検査時には、防火対象物の関係者又は関係者の代理人及び当該消防用設備等の設
置に携わった消防設備士等又は当該特例適用申請書に係る工事に携わった設計者
等の立合いを求めるものとする。

3 予防規程第6 3条に規定する消防用設備等の検査は、次により行うものとする。

(1) 検査は、検査実施要領に基づき行うこと。

(2) 検査は、既に配備されている検査用器具を活用して行うこと。

(3) 検査する消防用設備等の範囲は、別表1、1から5までに掲げる消防用設備等
に係る工事について要するものであるが、別表1、2から4までに掲げる消防用
設備等に係る工事のうち別表3に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、
設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図
書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができるこ
と。（当該軽微な工事又は別表1、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う
場合を除く。）

(4) 検査時において、既設の部分を含め当該消防用設備等に係る機能上重大な不適
合箇所が発見された場合は、直ちに当該消防用設備等の検査を中止し、防火対象
物の関係者に当該不適合箇所の改修を指示するとともに、当該消防用設備等の試
験結果報告書の再提出を求めること。

(5) 検定対象機械器具等、自主表示対象機械器具等及び各種の認定委員会等で実施
する認定試験等の対象機械器具等で、それぞれの試験に記載されている内容と照
合した後、検査を実施するものとする。

この場合において、性能検査又は総合検査の一部又は全部を省略することができるものとする。

- 4 特例適用申請書に係る検査は、申請事項に係るすべての部分について、特例適用を受けるために講じられた措置が当該申請書のとおりであるかどうかを確認するものとする。
- 5 検査の結果は、設置届出書を受理した防火対象物については、口頭により、関係者又は代理人に対して検査実施場所において通知するものとする。
なお、再検査においても、同様とする。
- 6 検査の結果については、口頭により署予防課長に報告するものとする。
なお、再検査においても、同様とする。
- 7 検査・報告の終わった消防用設備等着工届出書等の関係書類は、「京都中部広域消防組合事務取扱規程」(平成13年4月1日 京都中部広域消防組合訓令第1号)により、一括して編冊し保管するものとする。
- 8 予防規程第63条第3項に規定する消防長への報告は、消防課予防係へ電話により行うものとする。
- 9 予防規程第63条第5項に規定する検査の結果の記録は、検査年月日、検査した消防用設備等の種類等については、整理台帳処理により、消防用設備等の状況については、設備台帳処理により、それぞれ行うものとする。

第8 検査済証関係

- 1 法第17条の3の2の規定に基づく検査済証は、令第35条第1項に規定する防火対象物について、設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等(簡易消火用具及び非常警報器具を除く。)の新設のみならず、増設等についても交付することを原則とする。ただし、当該消防用設備等の設置が、別表3の軽微な工事の範囲に該当する場合等は、検査を省略し、検査済証を交付しないことができるものとする。
- 2 検査済証は、原則として、防火対象物の棟ごとに、設置された消防用設備等について一括して交付するものとする。この場合において、検査の結果、一部の消防用設備等が設備等技術基準に適合していない場合は、予防規程第65条第1項の規定に基づき、当該消防用設備等の不適合箇所を速やかに是正させ、再検査したのち設置されたすべての消防用設備等について一括して交付するものとする。ただし、消防用設備等の設置時期が著しく異なること等の理由により、設置された消防用設備

等について一括して交付することが困難な場合にあつては、1棟について、複数の検査済証を交付することができるものとする。

また、現に存する防火対象物において、同一敷地内の2以上の棟について、同一の消防用設備等が増設等されるような場合で、棟ごとに検査済証を交付することが事務処理を行ううえで著しく繁雑になる場合については、検査済証の名称欄に増築等を行った代表棟の名称と他の棟数を記入し、その他の棟は当該代表棟に係る内容を記入して一括交付することができるものとする。この場合において、代表棟以外の棟の内容は、検査済証交付伺いに明確に判断できるよう、その内容を記載するものとする。

3 検査済証は、当該防火対象物の棟について、「消防用設備等の種類」欄に記載された消防用設備等が、検査年月日において設備等技術基準に適合していることの証明として位置づけるものである。

したがって、消防用設備等の設置の種類が増設の場合は、既設の部分に係る消防用設備等が設備等技術基準に適合していることを前提に交付するものとし、当該既設の部分に係る消防用設備等が設備等技術基準に適合していることの確認は、当該既設の部分も検査の範囲に含めるか、又は過去の査察結果若しくは、点検結果報告書（6ヶ月以内の点検）により判断することをもって行うものとする。この場合において、既設の部分に係る消防用設備等が設備等技術基準に適合していないことが明らかな場合は、原則として交付しないものとする。

4 検査済証は、次により処理するものとする。

(1) 検査済証は、次の点に留意して整理台帳処理により、作成すること。

ア 「発行番号」欄は、消防本部消防課の年ごとの一連番号とすること。

イ 「発行年月日」欄は、原則として検査済証交付伺いの決裁が完了した年月日とすること。

ウ 「申請者」欄は、設置届出書の「設置者」とすること。

エ 「防火対象物の用途」欄は、令別表第1に掲げる防火対象物の区分及び例とすること。

オ 「床面積」欄は、当該防火対象物の建築面積とし、小数点第3位以下を切り捨てること。（延べ面積についても同様とする。）

カ 「消防用設備等の種類」欄には、該当する消防用設備等の名称を記載し、その最後尾に一文字分の空白のあと「以下余白」と記載すること。

キ 「消防用設備等の種類」のうち、その仕様が異なる設備については下記の例によること。

(ア) 屋内消火栓設備（1号又は2号、パッケージ型Ⅰ又はⅡ型）

(イ) スプリンクラー設備（湿式、乾式又は予作動式、パッケージ型、共同住宅用）

(ウ) 水噴霧消火設備（固定式又は移動式）

(エ) 泡消火設備（全域放出方式、局所放出方式又は移動式）

(オ) 不活性ガス消火設備（全域放出方式、局所放出方式又は移動式）

- (カ) ハロゲン化物消火設備（全域放出方式、局所放出方式又は移動式）
- (キ) 粉末消火設備（全域放出方式、局所放出方式又は移動式）
- (ク) 自動火災報知設備（住戸用又は共同住宅用）
- (ケ) 消防機関に通報する火災報知設備（火災通報装置）
- (コ) 避難器具（はしご等）
- (サ) 非常警報設備（放送設備）

ク 消防法令に定める設置義務を有さない消防用設備等を技術上の基準の例により設置（任意設置）した場合には、任意設置と記さないこと。

ケ 検査した日が2日以上となる場合の「検査年月日」欄は、最終の検査年月日とすること。

また、再検査した場合は、再検査した年月日とすること。

コ 「検査員職氏名印」欄は、実際に検査を行った主たる検査員1名の階級及び氏名とすること。

(2) 上記による検査済証を作成し、決裁を仰ぐこと。

(3) 検査済証の決裁後、本部の一連番号を取得した後、検査済証（正本）に消防長の公印、契印及び検査員の印を押印すること。

なお、法第17条の3の2に定める防火対象物以外の防火対象物について検査済証を発行する場合は、決裁者を署長とし、消防課合議をもって完了とする。

(4) 検査済証の交付に際して、予防規程第64条第2項の規定に基づき、消防用設備等検査済証交付台帳に必要な事項を記入し、防火対象物の関係者又はその代理者の印を押させるか又は署名を行わせるとともに受領年月日を記入すること。

5 第7.5に規定する消防用設備等検査結果通知により検査済証を交付する旨を通知してから3箇月を経過したにもかかわらず、防火対象物の関係者に受領の意志がないと認められる場合は、検査済証を破棄することなく、関係図書類とともに編冊して保存すること。

6 予防規程第64条第3項の規定に基づき、消防用設備等検査済証交付証明申請書が提出されたときは、申請の内容及び当該検査済証の交付の確認を行い、関係書類を添付して、署長の決裁後、消防用設備等検査済証交付証明書を交付するものとする。

第9 点検結果報告書関係

1 法第17条の3の3の規定に基づく点検結果報告書は、令別表第1(1)項から(18)項までに掲げる防火対象物に設置されている消防用設備等で、設備等技術基準に従って設置しなければならないもの及びその代替として設置されているものについて提出させるものとする。

2 1による点検結果報告書は、防火対象物の棟ごとに点検を要する消防用設備等について一括して2通提出させるものとする。ただし、消防用設備等の点検時期が著しく異なること、点検を行った消防設備士又は消防設備点検資格者が異なること等の理由により、点検を要する消防用設備等について一括して提出することが困難な場合にあつては、1棟について、分割した点検結果報告書を提出することができるものとする。

また、同一敷地内の2以上の棟ごとの構造、規模及び点検した消防用設備等に係る図書を添付すること等により、その内容が把握できる場合は、当該2以上の棟について、点検した消防用設備等を一括して提出することができるものとする。

3 点検結果報告書に添付する図書は、点検した消防用設備等並びに非常電源及び配線に係る点検票とし、当該点検票は、最も新しい時期に点検した内容を記載したものとする。

また、点検済表示制度(「消防用設備等点検済表示制度にかかる取扱いについて」(平成10年3月24日9消消第330号消防長通知)に基づき、消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表を持って点検結果報告書に替える場合も同様とする。

4 点検結果報告書等は、次により処理するものとする。

(1) 点検結果報告書等を受けたときは、記入事項に不備が認められる場合、点検票が不足している場合等を除き、直ちに收受し、收受印を押印し採番すること。

(2) 点検結果報告書等については、その場でその内容を審査し、予防規程第66条第2項後段に規定する必要な指導を行った後、副本を返付すること。

なお、副本返付時には、関係者又はその代理人に対して、予防規程第66条第1項に規定する消防用設備等点検報告受理簿に受領者の印を押させるか又は署名を行なわせるとともに受領年月日を記入させること。

(3) 点検結果報告書等の正本については、査察簿に編冊すること。

(4) 消防用設備等の点検票に係る書類の保存は、原則3年とし、3年を経過したものについては、消防用設備等点検結果総括表、消防用設備等点検者一覧表及び経過一覧表を保存することをもって足りることとする。

第10 消防用設備等の奏功事案等関係

予防規程第71条に規定する消防用設備等の奏功事案、不奏功事案及び誤作動事案等があつた場合の消防長への報告に係る事務処理は、署長が必要と認める場合を除き、奏功事案等処理により、その内容を記録することで足りるものとする。

第11 点検維持台帳

消防用設備等点検維持台帳は、予防規程第67条の規定及び平成9年12月5日付

け消防予第192号「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（消防庁予防課長）に基づき各消防用設備等ごとに構造、性能等及び設置時からの状態（履歴）を明確にしたもので、おおむね次の図書等を編冊（重複する図書、関連する図書等は、合本することができる。）するよう、事前相談、届出、査察等の機会をとらえ、防火対象物の関係者等に対し、維持台帳の重要性、必要な書類等について周知すること。

- ・ 消防用設備等着工届出書
- ・ 消防用設備等設置届出書
- ・ 消防用設備等試験結果報告書
- ・ 消防用設備等検査済証
- ・ 消防用設備等点検結果報告書
- ・ 点検票（消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表により代替する場合を含む。）
- ・ 消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表（第47号様式・第48号様式）
- ・ 消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）
- ・ 現場の状況を補足する写真、試験データ等
- ・ その他必要な書類（法第4条の規定に基づく立入検査時の結果通知書等）

第12 関係書類の保管

確認申請書（消防署控分）、消防用設備等着工届出書、消防用設備等設置届出書等の保管は、「京都中部広域消防組合事務取扱規程」（平成13年4月1日 京都中部広域消防組合訓令第1号）によるものとし、次のとおり取り扱うこと。

1 確認申請書

完成に伴い防火対象物の査察簿として、完成までに行った指導等に関する書類を含め保管する。なお、確認申請書のうち査察簿編纂に当たって保管する図書は、下記の図書とする。

- (1) 建築物調査報告書
- (2) 消防用設備等設置計画書
- (3) 消防用設備等特例適用申請書
- (4) 確認申請書（第1面から第5面）
- (5) (4) の補完様式
- (6) 委任状
- (7) 仕上表
- (8) 付近見取図（案内図）
- (9) 求積図
- (10) 面積表
- (11) 配置図
- (12) 平面図・屋根伏図

- (13) 立面図・断面図
- (14) 建具表
- (15) 附属棟関係書類
- (16) 特記仕様書
- (17) その他査察簿としての活用に必要と思われる図書

2 その他の書類

- (1) 文書分類基準表に基づき保存年限別に区分し、分類の完結順に編冊すること。
- (2) 正本の厚さは、8 c m程度とし、それ以上のものは適宜分冊し、分冊したものは、一連番号を付すること。
- (3) 2つ以上の分類に関する文書は、最も関係の深い分類に入れること。
- (4) 各簿冊には表紙及び背表紙を付け、必要事項を記入すること。

別表 1

消防用設備等に係る工事の区分

区 分	内 容
1 新設	<p>防火対象物（新築の物を含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。</p> <p>建物を新たに建設する場合に義務付けられた消防用設備等を設置する場合、既存の防火対象物を増築することにより設置義務が生じた消防用設備等を設置する場合が該当する。</p>
2 増設	<p>防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。</p>
3 移設	<p>防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。</p> <p>改築、修繕、模様替え等に伴い、設備機器の設置位置を変える等の場合が該当する。</p>
4 取替え	<p>防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。</p>
5 改造	<p>防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。</p> <p>1号消火栓を易操作性1号消火栓にする、P型受信機をR型受信機に取り替える場合等が該当する。</p>
6 補修	<p>防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。</p> <p>ヒューズの交換、消火栓箱等の塗装塗り直し等が該当する。</p>
7 撤去	<p>防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。</p>
8 その他	<p>① 改修は、当該工事の内容に応じ「取替え」又は「改造」に該当する。</p> <p>② 「新設」、「増設」、「移設」、「取替え」及び「改造」は「工事」に該当し、「補修」は「整備」に該当する。</p> <p>③ 軽微な工事の範囲については、消防用設備等ごとに、それぞれの工事単位で判断すること。</p> <p>④ 同一の防火対象物で同一の消防用設備等にかかる軽微な変更工事を反覆して行う場合には、必要に応じ着工届等の提出を指導するとともに検査を行う等の留意をすること。</p> <p>特に、消防法第17条の2第2項第2号及び第4号に該当する防火対象物の増築、改築、大規模な修繕、模様替えに伴う消防用設備等の工事であっても、留意する必要があること。</p> <p>⑤ 軽微な工事にかかる事項については、査察等の機会を捉え、維持台帳に編纂された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現状の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認する必要があること。</p> <p>⑥ 消防用設備等を「撤去」する場合の手続きについては、法令上着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供をもとめること等によりその実態を把握することが望ましいこと。</p>

別表 2

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事の区分	着 工 届	設 置	
		届 出	消防検査
新 設	必 要	必 要	必 要
増 設 移 設 取替え	<p>☆原則として必要。</p> <p>☆ただし、別表3に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事：甲種消防設備士が実施 ○甲種消防設備士：試験結果報告書等を作成・整備 ○防火対象物の関係者：経過一覧表への記録、維持台帳の整備・保存等 	<p>△必 要。</p> <p>△ただし、検査済証を交付しないものにあつては、届出書を省略し、試験結果報告書とすることができる。</p>	<p>☆必要。</p> <p>☆ただし、別表3に掲げる軽微な工事にあつては、次により取り扱うことにより、現場確認を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防機関：査察時等の機会をとらえ、維持台帳の内容及び現場の状況を確認
改 造	必 要	必 要	必 要
補 修 撤 去	不 要	不 要	不 要

△は、京都中部広域消防組合の運用を示す。

別表 3

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る	①ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区域に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	①感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下 ②受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	① 検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	① 検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	
避難器具（金属製はしご（固定式ののものに限る。））（救助袋）（緩降器）	該当なし	①本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施行方法に限る	①標識 ②本体・取付金具 → 設置時と同じ施行方法に限る。

<div style="text-align: center;">区 分</div> <div style="text-align: left;">設備区分</div>	<div style="text-align: center;">着工届を提出させる範囲</div>	<div style="text-align: center;">設置届等を提出させる範囲</div>
消 火 器		○ 消火器 10 個以上の増設又は改設
動 力 消 防 ポ ン プ		○ 動力消防ポンプの増設又は移設
漏 電 火 災 警 報 器	○ 受信機又は変流器の増設又は移設	
非 常 警 報 設 備	○ 起動装置 2 個以上の増設又は移設 ○ 放送設備の増幅器又は操作装置の増設又は移設	
誘 導 灯	○ 誘導灯 20 個以上の増設又は移設	
消 防 用 水	○ 消防用水の増設、改設又は移設	
排 煙 設 備	○ 排煙機の増設、改設又は移設	
連 結 散 水 設 備	○ 散水ヘッド 30 個以上の増設又は移設	
連 結 送 水 管	○ 放水口 2 個以上の増設又は移設	
非 常 コ ン セ ン ト 設 備	○ 非常コンセント 2 個以上の増設又は移設	
無 線 通 信 補 助 設 備	○ 無線機接続端子の増設又は移設	
各 設 備 共 通	○ 消防用設備等の新設	
そ の 他		○ 2 以上の消防用設備等が新設、増設、改設又は移設される場合で、当該設備のうちいずれかの設備が前各項に該当するときは、当該設備のすべてについて設置届を提出する範囲にある設備とみなす。

急

伺 書

秘
普通

決裁区分 A B C D	分類番号 —	保存番号 1 3 5 10 永(年度まで)	発送番号 第 号
-----------------	-----------	--------------------------	-------------

件名 消防用設備等着工届出書の審査について ()	<input type="checkbox"/> 公示広告 <input type="checkbox"/> 伺 <input type="checkbox"/> 例 規 <input type="checkbox"/> 報 告 <input type="checkbox"/> 通 知
---------------------------------	---

決裁 管理者 副管理者 消防長 消防次長 課・署長	議会・行政委員会 協議 収入役
合議 供覧 課・署長	

主管 課・署長	課長	係長	文書取扱主任	課・署内合議
起案日 平成 年 月 日	起案者 課 係 職名 ○○○○○ 氏名 ○○○○ 印 (外線・内線 番)			浄書・照合
決裁日 平成 年 月 日				公印・発送
施行日 平成 年 月 日				先方文書の発信日付、番号 年 月 日 第 号
完結日 平成 年 月 日				

伺書登録番号 第 号

公開・非公開 の予定区分	1 公 開	非公開の根拠 条 号
	2 非 公 開	
	3 部分公開	

取扱い、施行上の注意

消防用設備等の着工について、消防設備士〇〇〇〇〇から、消防法第17条の14の規定に基づき、別添のとおり届出があり、受理しました。

(任意設置の場合及び消防設備士以外の者の場合は、「第17条の14の規定に準じ」とすること。)

当該届出の内容を審査しました結果、消防法第17条第〇項に基づく同法施行令第〇〇条及び〇〇条に定める技術上の基準に適合しているものと認めます。

なお、届出概要は、下記のとおりです。

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 所在地 | 京都府亀岡市〇〇〇〇〇〇 |
| 2 名称 | 〇〇産業株式会社 |
| 3 用途 | 令別表第1 (〇) 項〇 〇〇〇〇〇 |
| 4 規模構造 | 鉄骨造〇階 延べ面積〇〇〇. □□m ² |
| 5 消防用設備等 | 〇〇〇〇設備 |
| 6 特記事項 | |

急

伺 書

秘
普通

決裁区分 A B C D	分類番号 -	保存番号 1 3 5 10 永(年度まで)	発送番号 第 号
-----------------	-----------	--------------------------	-------------

件名 消防用設備等特例適用申請の認定について ()	<input type="checkbox"/> 公示広告 <input type="checkbox"/> 伺 <input type="checkbox"/> 例 規 <input type="checkbox"/> 報 告 <input type="checkbox"/> 通 知
----------------------------------	---

決裁 管理者 副管理者 消防長 消防次長 課・署長	議会・行政委員会 協議 収入役
合議 供覧 課・署長	

主管 課・署長 課長 係長	文書取扱主任	課・署内合議
起案日 平成 年 月 日	起案者 課 係 職名 ○○○○○ 氏名 ○○○○ 印 (外線・内線 番)	浄書・照合
決裁日 平成 年 月 日		公印・発送
施行日 平成 年 月 日		先方文書の発信日付、番号 年 月 日 第 号
完結日 平成 年 月 日		

伺書登録番号 第 号

公開・非公開 の予定区分	1 公 開	非公開の根拠 条 号
	2 非 公 開 3 部分公開	

取扱い、施行上の注意

消防用設備等の特例適用（〇〇〇〇〇〇設備の設置免除）について、〇〇〇〇〇〇から、別添のとおり申請がありましたので、内容を審査しました結果、別紙「消防用設備等特例適用審査結果書」のとおりであり、消防法施行令第32条に基づく特例を適用しても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができる（又は〇〇〇〇〇〇を使用することにより、〇〇〇〇〇〇設備を設置する場合と同等以上の効力がある）と認めますので、同申請内容を認定します。

なお、申請概要は、下記のとおりです。

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 所在地 | 京都府亀岡市〇〇〇〇〇〇 |
| 2 名称 | 〇〇産業株式会社 |
| 3 用途 | 令別表第1 (〇) 項〇 〇〇〇〇〇 |
| 4 規模構造 | 鉄骨造〇階 延べ面積〇〇〇. □□m ² |
| 5 特例申請内容 | 〇〇〇〇設備の設置免除 |

別紙

消防用設備等特例適用審査結果書

防火対象物の名称		用途	()項
審査年月日		審査員印	
設置消防用設備等	政令の条名		
	条例の条名		
[審査結果]			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

第35号様式

消防用設備等特例適用申請書

京都中部広域消防組合 消防署長 様	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 — — 印

<p>消防法第17条の規定に基づき設置を必要とする消防用設備等に係る次の事項について、特例を適用されるよう申請します。</p>			
防火対象物	所在地		
	名称		主要用途
申請事項			
適用規定		<input type="checkbox"/> 消防法施行令第32条 <input type="checkbox"/> 京都中部広域消防組合火災予防条例第38条	
申請理由及び特例適用を受けるために講じる措置			
その他必要な事項			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

備考 署長が特例適用の認定に関する必要な資料を求めることがあります。

認定意見書

年 月 日	
京都中部広域消防組合 消防長様	
消防署長 印	
<p>年 月 日付で受理しました消防用設備等に係る特例適用の申請については、京都中部広域消防組合火災予防規程第61条第3項の規定により、次のとおり意見を送付します。</p>	
区 分	<input type="checkbox"/> 消防法施行令第32条 <input type="checkbox"/> 京都中部広域消防組合火災予防条例第38条 <input type="checkbox"/> その他
意 見	<input type="checkbox"/> 基準の特例を適用しても火災予防上支障ない。 <input type="checkbox"/> 次の条件をつけて基準の特例を適用する。 <input type="checkbox"/> 次の理由により基準の特例を適用しない。
	(条件又は理由)
*備 考	
*本部返却年月日	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

注 2 *印欄は記入しないこと。

消防用設備等特例適用不認定意見書

様	年 月 日
	京都中部広域消防組合 ○○消防署長 印

年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物の消防用設備等に係る特例適用の申請については、不認定としましたので通知します。

防火対象物	所在地		用途
	名称		
不認定の理由			

急

伺 書

秘
 普通

決裁区分 A B C D	分類番号 —	保存番号 1 3 5 10 永(年度まで)	発送番号 第 号
-----------------	-----------	--------------------------	-------------

件名 消防用設備等検査済証の交付について ()	<input type="checkbox"/> 公示広告 <input type="checkbox"/> 伺 <input type="checkbox"/> 例 規 <input type="checkbox"/> 報 告 <input type="checkbox"/> 通 知
--------------------------------	---

決裁 管理者 副管理者 消防長 消防次長 課・署長	議会・行政委員会 協議 収入役
合議 供覧 課・署長	

主管 課・署長 課長 係長	文書取扱主任	課・署内合議
起案日 平成 年 月 日	起案者 課 係 職名 ○○○○○ 氏名 ○○○○ 印 (外線・内線 番)	浄書・照合
決裁日 平成 年 月 日		公印・発送
施行日 平成 年 月 日		先方文書の発信日付、番号 年 月 日 第 号
完結日 平成 年 月 日		

伺書登録番号 第 号	公開・非公開 の予定区分	1 公 開 2 非 公 開 3 部分公開	非公開の根拠 条 号	取扱い、施行上の注意
---------------	-----------------	----------------------------	---------------	------------

消防用設備等の設置（〇〇〇〇設備の改修工事の完了）について、〇〇〇〇産業株式会社 代表取締役〇〇〇〇から、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2の規定に基づき、別添のとおり届出がありましたので、当該消防用設備等を現地において検査しました結果、消防法第17条第1項に基づく同法施行令（昭和36年政令第37号）第〇〇条及び〇〇条に定める技術上の基準に適合しているものと認め、別紙のとおり検査済証を交付します。

なお、届出及び検査概要は、下記のとおりです。

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 所在地 | 京都府亀岡市〇〇〇〇〇〇 |
| 2 名称 | 〇〇産業株式会社 |
| 3 用途 | 令別表第1 (〇) 項〇 〇〇〇〇〇 |
| 4 構造規模 | 鉄骨造〇階 延べ面積〇〇〇. □□m ² |
| 5 消防用設備等 | 〇〇〇〇設備 |
| 6 検査日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 7 検査員 | 消防司令補 〇〇〇〇
消防士長 〇〇〇〇 |
| 8 特記事項 | |

消防用設備等検査済証

第 ○○ 号
平成○○年○○月○○日

京都中部広域消防組合消防長 ○ ○ ○ ○

下記の消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準に適合していることを証明する。

記

申請者	住所	京都府○○市(郡)○○町(大字、字)○○○○
	氏名	○○○産業株式会社 代表取締役 ○○○○
防火対象物	所在地	京都府○○市(郡)○○町(大字、字)○○○○
	名称	○○○○○○○
	用途	消防法施行令別表第1(○)項○ ○○○○○
	構造規模	鉄骨造 地上○階 床面積○○○. □□m ² 延べ面積○○○. □□m ²
消防用設備等の種類		○○○○設備、○○○○設備□以下余白
検査年月日		平成○○年○○月○○日
検査員 職氏名印	職名	○○○○○
	氏名	○ ○ ○ ○

消防用設備等の設置（〇〇〇〇設備の改修工事の完了）について、〇〇〇〇産業株式会社 代表取締役〇〇〇〇から、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2の規定に準じ、別添のとおり届出がありましたので、当該消防用設備等を現地において検査しました結果、消防法第17条第1項に基づく同法施行令（昭和36年政令第37号）第〇〇条及び〇〇条に定める技術上の基準に適合しているものと認めますので、京都中部広域消防組合火災予防規程第64条第1項の規定に基づき別紙のとおり検査済証を交付します。

なお、届出及び検査概要は、下記のとおりです。

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 所在地 | 京都府亀岡市〇〇〇〇〇〇 |
| 2 名称 | 〇〇産業株式会社 |
| 3 用途 | 令別表第1 (〇) 項〇 〇〇〇〇〇 |
| 4 規模構造 | 鉄骨造〇階 延べ面積〇〇〇. □□m ² |
| 5 消防用設備等 | 〇〇〇〇設備 |
| 6 検査日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 7 検査員 | 消防司令補 〇〇〇〇
消防士長 〇〇〇〇 |
| 8 特記事項 | |

急

伺 書

秘
普通

決裁区分 A B C D	分類番号 -	保存番号 1 3 5 10 永(年度まで)	発送番号 第 号
-----------------	-----------	--------------------------	-------------

件名 消防用設備等の検査の実施について ()	<input type="checkbox"/> 公示広告 <input type="checkbox"/> 伺 <input type="checkbox"/> 例 規 <input type="checkbox"/> 報 告 <input type="checkbox"/> 通 知
-------------------------------	---

決裁 管理者 副管理者 消防長 消防次長 課・署長	議会・行政委員会 協議 収入役
合議 供覧 課・署長	

主管 課・署長 課長 係長 文書取扱主任	課・署内合議
起案日 平成 年 月 日 決裁日 平成 年 月 日 施行日 平成 年 月 日 完結日 平成 年 月 日	起案者 課 係 職名 ○○○○○ 氏名 ○ ○ ○ ○ 印 (外線・内線 番)
	浄書・照合 公印・発送 先方文書の発信日付、番号 年 月 日 第 号

伺書登録番 号 第 号

公開・非公開 の予定区分	1 公 開 2 非 公 開 3 部分公開	非公開の根拠 条 号
-----------------	----------------------------	---------------

取扱い、施行上の注意

消防用設備等の設置（〇〇〇〇設備の〇〇工事の完了）について、消防設備士〇〇〇〇から、別添のとおり試験結果の報告がありましたので、当該消防用設備等を現地において検査しました結果、消防法第17条第1項に基づく同法施行令（昭和36年政令第37号）第〇〇条及び第〇〇条に定める技術上の基準に適合しているものと認めますので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 所在地 | 京都府亀岡市〇〇〇〇〇〇 |
| 2 名称 | 〇〇産業株式会社 |
| 3 用途 | 令別表第1 (〇) 項〇 〇〇〇〇〇 |
| 4 規模構造 | 鉄骨造〇階 延べ面積〇〇〇. □□m ² |
| 5 消防用設備等 | 〇〇〇〇設備 |
| 6 検査日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 7 検査員 | 消防司令補 〇〇〇〇
消防士長 〇〇〇〇 |
| 8 特記事項 | |